

定額払い残業手当の不足分は請求できる

Q 私の会社では、残業手当を部署ごとに一律〇〇円と決めていて、どんなに残業してもそれ以上は支給してくれません。私の計算では残業手当が不足する月もありますが、不足分を請求できるでしょうか。

A 労働基準法は、労働時間の原則を週40時間、1日8時間と定め、これを超えて労働者に労働させた場合には、労働基準法第37条の規定により、通常賃金の2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払うよう定めています。これを通常「残業手当」、又は「時間外労働手当」と呼んでいます。

このように、割増賃金（＝残業手当）は、労働時間に応じて計算されるべきですが、就業規則や労働協約において、一定額、または、時間数で一律の割増賃金を定める場合もあります。ただし、こうした場合であっても、一定額を超える実績に対してはその不足額を支払うことが必要ですから、ご質問のように実際の時間外労働によって計算した額が、会社で決めた残業手当額を上回る場合には、その差額分を請求できます。

なお、特定の月においては定額の残業手当が不足しますが、1年間を平均すれば定額が実績をうわまわる場合はどうでしょうか。結論から言えば、こういう場合であっても、残業手当が不足する月については差額を支給しなければならず、一方、残業手当が実績を上回る月についても、支給額については就業規則等で定めたものですから、その全額を支払う義務が生じます。

